

第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成20年6月3日（火） 15:00～17:00
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（農林水産省本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、亀山委員、神田委員、高橋委員、宮城委員、三善委員
農林水産省政策評価会委員
田中委員、長谷川委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、経営課長、木材産業課総括課長補佐、木材利用課長、計画課長、整備課長、治山課長、研究・保全課総括課長補佐、業務課長
4. 議 題（1）平成19年度政策の実績評価について
（2）その他

5. 議事録

○ 挨拶等

（太田座長）

それでは時間になりましたので、ただ今から、平成20年度第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

まずはじめに、専門部会委員の出席状況ですが、本日は、私を含めまして6人全員が出席しております。

また、政策評価会委員におかれましては、本日、田中委員、長谷川委員、2名の御出席をいただいております。全員お揃いでございます。

それでは、最初に林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

（林野庁長官）

委員の皆様におかれましては、それぞれお忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、1月に林野庁長官を拝命しまして、気が付いたらもう5ヶ月近く経っている訳ですが、その間、23年ぶりの林野庁勤務でありますので、先週末も北海道の森林・林業の現状を見てまいりました。

この専門部会におきましては、林野庁が主管をいたしております、森林の整備・保全に

よる森林の多面的機能の発揮といった面、また一方では、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進という2つの政策分野に関しまして、この政策の実績評価をお願いをいたしている訳でございます。

委員の先生方、もう先刻御承知のことではありますが、この森林の整備・保全に关しまして最近の動きといたしましては、今年から京都議定書の第一約束期間がはじまりました。我が国の温室効果ガスの削減約束のうち3分の2近くを森林吸収目標の達成によって賄うということになっております。この目標の達成のために、今国会にも「間伐等促進法」、略称であります、こういった法律も出しまして、先月、施行されたところでございます。

また、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進につきましては、現在、林野庁においては、いわゆる施業提案とっておりますが、森林組合等から森林所有者に働きかけをして施業を集約化していく、或いは国産材の流通・加工の低コスト化を図り、品質の確かな製品をしっかりと生産していく体制を作っていく、こういったことで国産材の安定供給体制の整備を図っていくということを推進をいたしております。また、住宅建築などの新しい分野について地域材の利用技術の開発でありますとか、さらに最近話題になっておりますバイオマス利用促進を含めまして、木材利用の拡大にも取り組んでいるところでございます。

本日は、この林野庁の政策につきまして、客観的かつ厳格な観点から忌憚のない御意見を賜りまして、その評価結果を今後の森林・林業関連政策に適切に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(太田座長)

どうもありがとうございました。では、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願いします。

(事務局)

事務局より、まずはじめに、4月1日付けの人事異動によりまして、企画課長と経営課長が替わりましたので御紹介いたします。企画課長の牧元でございます。

(企画課長)

牧元でございます。どうぞよろしく願いします。

(事務局)

経営課長の神山でございます。

(経営課長)

神山でございます。どうぞよろしく願いします。

(事務局)

また、本日、木材産業課長と研究・保全課長が所用のため欠席しておりますので、代理出席となっておりますので御紹介いたします。木材産業課総括課長補佐の岡井でございます。

す。

(木材産業課総括課長補佐)

岡井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

研究・保全課総括課長補佐の小島でございます。

(研究・保全課総括課長補佐)

小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に御用意しておりますクリップ止めの資料を御覧願います。一番上が議事次第、一枚おめくりいただきまして配付資料一覧、それから青いインデックスを付けておりますが、上から順に、資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、資料3、一番下が参考ということでございます。お揃いでしょうか。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

○ 議事

(1) 平成19年度政策の実績評価について

(太田座長)

それでは、議事に入ります。本日は、平成19年度政策の実績評価結果等について、各委員から御意見をいただきたいと思っております。

議事次第に従いまして、進めたいと思っております。まず、議事の1、平成19年度政策の実績評価につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(企画課長)

それでは、資料1-1、右側に付箋で1-1と書いてございます。こちらの方をおめくりをいただきたいと思っております。

農林水産省におきましては、御案内のように、17分野、54目標によりまして評価を行っている訳でございます。林野庁におきましては、1枚おめくりをいただきますと、資料1-2でございますけれども、2分野、8目標につきまして評価を行っている訳でございます。

この2分野のうち、まず、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」の施策に関する目標について、御説明をさせていただきたいと思っております。

この政策分野につきましては、6つの目標が掲げられている訳でございますけれども、まず目標の①「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」につきましては、(ア) 水土保全機能、(イ) 森林の多様性、(ウ) 森林資源の循環利用のそれぞれの指標の達成率の平均につきましては、毎年度100%とするということを目標値としているところでございます。

目標の②「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」につきましては、相手国に対してアンケート調査を行い、達成率を数値化いたしまして、この「海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とする」ということを目標値にしている訳でございます。

目標の③「山地災害等の防止」につきましては、周辺の山地災害防止機能等が確保された集落の数、これが平成15年度の48,000集落から平成20年度には52,000集落にするということを目標にしている訳でございます。

目標の④「森林病虫害等の被害の防止」につきましては、松くい虫の被害を取り上げておりまして、保全すべき松林が適正に保全されているかどうかということを基準として、被害率1%未満の「微害」に抑えられております都府県の割合を毎年度100%とするということを目標値にしている訳でございます。

目標の⑤「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」につきましては、森林づくり活動への年間延べ参加者数を平成18年度約70万人から平成21年度100万人に増加させるということを目標値にしている訳でございます。

最後の目標⑥「山村地域の活性化」につきましては、「新規定住者数」、「交流人口」等を維持・向上していくことといったことなどにつきまして、これを指標といたしまして、全国的な視点から総合的に有効性の判断を行う方式で評価を行うことにしている訳でございます。

続きまして、各目標ごとの達成状況につきまして、資料1-3に基づき担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

それでは、目標①につきまして、計画課長からお願いします。

(計画課長)

それでは、資料1-3でございます。表紙をおめくりいただきまして、ページが⑪-1と書いてございますが、「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」という項目でございます。

これにつきましては、このページの施策に関する目標のところに書いてございますけれども、要は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるといったことと、先程長官の挨拶にもございましたけれども、今年から京都議定書の第一約束期間に入っており、森林によるCO2吸収量1,300万炭素トン達成に向けて、いわゆる多様で健全な森林の整備を図るということとしているところでございまして、このところで具体的な目標として、真ん中の表示がございまして、(ア)として水土保全機能、(イ)として森林の多様性、(ウ)の森林資源の循環利用ということで、それぞれの目標、指標を掲げさせていただいております。こういったものの平均が100%になるように目標を置いているという状況でございます。

昨年8月、それから今年の3月の林野庁専門部会でも御説明した訳でございますけれども、水土保全機能、それから森林資源の循環利用、この2つの目標に関して、森林吸収

目標1,300万炭素トンの達成に向けまして、平成18年度の補正予算からでございますけれども、具体的にはその実行は平成19年度ということになりますが、平成19年度から森林吸収源対策を加速させるということにしたところでございますので、目標値を見直しをさせていただきます。

この水土保持機能のところの平成20年度目標値が71%となっておりますが、元々は66%でございました。それから、(ウ)の森林資源の循環利用のところの目標値、平成20年度でございますが、9億8千万 m^3 となっておりますが、元々は9億6千万 m^3 という目標でございましたけれども、平成19年度の評価から、こういった目標値を上げた場合で評価していただきたいというふうに考えているところでございます。

そういったことで、平成19年度の実績でございますけれども、大変恐縮でございますが、まだ見込の段階のものでございますけれども、水土保持機能、育成途中にある水土保持林の中で機能が良好に保たれている森林の割合ということで、見込みとして66%という状況になっております。そういったことで、達成状況としては90%ということでございますが、以下、森林の多様性、森林資源の循環利用という、それぞれの達成状況になっております。総平均といたしましては、93%という状況になっております。

目標に関する分析結果でございますけれども、このページの下の方でございます。先程申し上げましたように、平成19年度につきましては、目標について見直しを行ったということでございますが、具体的な施策として、①でございますが、効率的な間伐の実施、それから、間伐の利用促進などを推進する。②つ目でございますが、針広混交林化、長伐期化等によりまして多様な森林整備に誘導する。次のページでございます。③でございますけれども、水産分野と農業分野との連携ということで森林整備を実施する。実は、平成19年度予算からでございますけれども、水産の方から100億円、農業の方から50億円というような金額をお借りしまして、森林整備に活用している、特に間伐に活用しているという状況でございます。そういった事業を実施するということと併せまして、美しい森林づくりのための国民的な推進運動も展開しているということでございます。こういったことで達成状況93%と申し上げましたけれども、概ね良好ということではないかと思っております。

ただ、そうは言いましてもやはり第一約束期間がまだ始まったばかりというようなこともございますので、引き続き、間伐をはじめとした適切な森林整備を行うことが重要ということでございますし、また、そういったことを推進していくためにも、例えば、団地間伐に向けた施業の集約化でありますとか、やはり森林整備をやっていく際に森林所有者でありますとか、いわゆる地方公共団体の負担というのがございますので、そういったものを少しでも減らしていくということの対応が必要ではないかと思っております。

改善・見直しの方向性のところでございますけれども、先程申し上げましたように、所有者の負担、地方の負担というような問題もある訳でございますが、真ん中辺に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」と記述しておりますが、5月9日に国会で成立させていただきまして、5月16日から施行されております。こういった法律を基にして、例えば市町村が交付金を使いながら事業を実施する方法、それから、市町村が間伐などの計画を立てて、そこに登載していただいた森林の追加的な間伐に関するものにつきましては、地方債の対象にするという特例を設けたというようなことでございます。

そういった制度的な側面、あとはその予算的な面でございますが、高齢級の間伐、特に利用間伐でございますが、最初の年に民間資金を借りてやるという、利子補給はする訳ですけれども、その次の年に実行結果を踏まえて、赤字になったらその3分の2を上限にして補填するという新たな仕組みも導入してきておりますので、そういった施策の充実を図りながら、取組を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」という項目でございます。これにつきましては、今年の3月にもう既にアンケート調査を終わりました、実績値を報告させていただいているものでございます。その繰り返しに若干なりますけれども、評価結果といたしましては、達成状況として94%というようになっています。

このページの下の方の改善・見直しの方向性でございますけれども、やはり全般的な状況といたしまして、繰り返しになりますけど、京都議定書の第一約束期間が始まったという問題、それからいわゆる温暖化の枠組み条約につきましては、昨年の12月にインドネシアのバリでCOP13がございまして、特に大きなテーマの一つに開発途上国における森林の減少の問題というようなものが重要なテーマとなっております、2009年の末までにどういった対応を取るかということにつきまして各国間で交渉していきましようという動きになっております。そういったことで、私どもといたしましても、いわゆる開発途上国における違法伐採の問題でありますとか、CDM植林と言いまして、先進国などが途上国において植林活動をしまして、そこで得た一定のクレジットにつきまして活用していくような仕組みでございますけれども、そういったものにつきまして国際協調の下で、今後ともきちんとした形でやっていきたいと考えているところでございます。

①と②の目標につきましては、以上でございます。

(治山課長)

引き続きまして、目標の③の「山地災害の防止」につきまして御説明させていただきます。治山課長の矢部でございます。よろしく願いいたします。

目標の③につきましては、前回3月の評価会でお示した数字のとおりでございます、変更はございません。平成19年度の目標値51,200集落というものに対して実績が51,200集落、見込値でございますけれども達成状況にあるということでございまして、考え方といたしましては、我が国の山村地域の集落のうち山地災害の恐れのある集落、これを捉まえますと136,000集落でございます。この内、緊急に対策が必要な4,000集落、これを5年間で安全な状況にしていこうということで目標を掲げております。つまり、毎年800集落ずつ安全な集落を確保していこうということで、4年目は基準年の48,000集落から3,200集落増やしまして、51,200集落という形での目標設定になっております。

毎年、治山対策予算が減少する中で、同じ目標を達成をするということになりますと、より集中・重点化ということを図りながら、また、事業の低コスト化というものに努めながら実施をしていく必要がございます。

目標に関する分析結果のところでございますが、平成18年度、要するに前年度に発生しました激甚な山地災害の箇所を中心に集中的に対策を講じる、或いは国有林と民有林を通じました計画的な事業を実施する、さらには、避難経路などの確保、こういったことによ

りまして減災に向けた対策を講じることで目標を達成できるということになろうと思いません。

ここに書いておりませんが、平成19年度につきましては、山地災害による犠牲者が、平成6年以来ゼロという形での結果を見ることができました。そういうことも報告させていただきたいと思っております。

改善・見直しの方向でございますが、やはり全体的に治山対策予算が減少する中で、効果的・効率的に対応するということが重要だと思っておりますし、今後、温暖化の影響で一時的な洪水や濁水というのが増えるということも言われておりますので、森林の持つ水土保全機能をより発揮させるということにしっかり着目して対策を講じていく必要があるかと思えます。また、保安林につきましても、先程来出ておりますが、天然生林につきましては法令等できちっと守られた仕組みが吸収源対策としてカウントされるということもございまして、そういったことで計画的に指定する、また、保安林の機能の持続的な発揮ということについてもしっかり対応していくということが必要だろうと思っております。そういうことで、今年度の目標につきましては、実績値は見込みでございますけれども達成度は100%にすることができたということでございます。以上でございます。

(研究・保全課総括課長補佐)

続きまして、目標④の「森林病虫害等の被害の防止」について御説明いたします。研究・保全課総括の小島でございます。

森林病虫害や野生鳥獣による森林被害につきましては、その被害の原因となるものが極めて多様なものとなっておりますが、目標④につきましては、特に、我が国の森林被害の大層を占める松くい虫被害の防止に向けた取組を指標と対策しているところであります。

具体的には、松くい虫被害について、保全すべき松林を有する都府県、これは、北海道と青森県を除く45都府県でございますが、これにおいて保全すべき松林が適正に保全されていると認められる、被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を100%とするというのを達成目標にしております。

平成18年度の実績でございますが、60%ということになっておりますが、これは平成18年度30県が微害であったのですが、新たに1県で微害が増えたものの、4県が微害から中害に移ってしまったということで、微害の都府県が27県ということで達成目標が60%ということになっております。

目標に関する分析でございますけれども、松くい虫被害の防除につきましては、都府県と連携して対策を進めておりますが、平成18年度、19年度につきましては、夏以降が高温小雨の気象条件が続きました。また、平成18年度は暖冬でございまして、このような原因から、保全すべき松林における被害が若干増えた点が増えてしまったということでございます。しかしながら、全国的に平均を見ても、全国の保全すべき松林全体の被害率は、平成18年度は0.61%であったものが、平成19年度は0.57%ということになってございまして、全体的に見れば保全すべき松林は適切に保全されているというふうと考えているところでございます。

また、シカ等の野生鳥獣によります森林被害につきましても、近年5千から8千haで推移してございまして、平成18年度においては、5千haということになっております。これにつ

ろでございます。

指標の方でございますが、次のページでございます。大きく3つございまして、(7)のところで、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対して、次の3つの指標のいずれかを満たす市町村の割合ということで掲げております。それから、(イ)で森林資源を積極的に利用している流域の数、(ウ)で山村地域の住民を対象にした用排水施設などの生活環境整備の受益者数ということで、それぞれ判断をしていこうということで考えているところでございます。

平成19年度の実績値、また見込値ということで本当に申し訳ないでございますが、(7)の指標として持っております新規定住者、交流人口、地域産物の販売額でございますが、これは全国の振興山村、平成19年4月現在で752市町村でございます。この752市町村から無作為抽出で実は360の市町村に対してアンケートをしております。回答いただいたのが155という数字になっております。こういった3つの項目で、いずれかを満たす市町村の割合というものが69%ということになりまして、その対前年度比ということで106%という数字を掲げさせていただいております。

(イ)の森林資源を積極的に利用している流域の数でございますけれども、これは全国で前年度から1つ増えまして21流域ということになっております。平成20年度の20流域が目標でございますので、達成していると言えば達成している訳でございますけれども、いろんな各種変動、経済変動を含めましてこれは変わりうるところでございますので、引き続きこういった把握は努めていきたいと思っております。

それから(ウ)でございますが、生活環境整備の受益者数ということで、13万人増加いたしましたして71万人という数字になっております。

目標に関する分析結果でございます。それぞれ3つの項目、いずれも前年度を上回っているという状況にはございます。この⑪-6ページの一番下のパラグラフに書いてございますけれども、いずれの指標も確かに同等以上の結果になっているという状況ではございますけれども、やはりこういった山村振興というのは厳しい状況にあると私ども認識しております。やはり平成20年度においても引き続きこういった山村に関する諸施策の充実というのは図って行かなければいけないだろうと考えているところでございます。

また、次の⑪-7ページの改善見直しの方向性というところで記述させていただいておりますけれども、引き続き重要だということでございまして、平成20年度においても新たな事業として、新たな産業の創出、都市との交流、山村コミュニティの再生と、こういった取組を支援いたしまして、魅力ある山村づくりといったものを推進して行きたいということで、山村再生のための総合的な対策を引き続き拡充しつつやっていきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと戻って恐縮でございますが、ここでも見込値ということを申し上げましたし、目標①森林整備・保全のところで見込値ということで申し上げまして誠に恐縮なんですけれども、端的に申し上げまして、3月のときも御説明いたしましたけれども、平成18年度補正と平成19年度当初で765億円という国費が追加措置されまして、そういったものと経常的な予算と合わせて森林の整備・保全に努めていくということでございます。

かなり話題にもなった金額でもございますので、若干補足して説明させていただきますと、予算がついてきちんと実行できればいいということにはなりますけれども、今私ども

として、県と決算なり、いろんな状況を把握している最終段階でございます。率直に申し上げまして、民有林の補助事業の一部について、やはり年度末までに実行できなかったというようなもの、事業としてはよくあることなんですけれども、そういったことができなくて平成20年度に実施するための繰り越しの手続きをとったものがあるというふうには考えています。

ただ予算額としては、当初私どもとして想定しております年間55万haというものを超える間伐の量を確保しているところでございますので、こういったものにつきましては、やはり年度をまたぐということにはなるかも知れませんが、確実に実行されていくだろうと考えているところでございます。いずれにしてもこういった実績のところ、見込値と書かせていただいておりますけれども、できるだけ早い時期に数字ははっきりしたものをお出しできるようにもっていきたいと考えておりますのでよろしく願います。

(企画課長)

続きまして、⑪ー7ページにお戻りをいただきまして、「施策に関する評価結果」を御説明をさせていただきたいと思っております。

ここの3段落目、「各目標は概ね順調に推移しており」ということございまして、次の「このような中」の段落のところでございますが、森林の整備・保全によります森林の有する多面的機能の発揮の中でも、とりわけ森林吸収量の目標達成に向けて着実に森林整備を推進していくことが必要であるということでございます。

また、次の段落のところの松くい虫の被害の関係でございますけれども、これにつきましては、「微害」の都府県の割合が減少しているということで、被害の再激化というものが懸念されるということでございます。従いまして、このような都府県に対して必要な技術的助言などを行いまして、改善を図っていく必要があるということでございます。

それから、下から2つ目の段落のところの「国民参加の森林づくり」というところでございますけれども、この企業によります森林づくり活動が伸びている状況にある一方で、森林ボランティア活動の件数につきましては、伸びが緩やかということでございますので、ボランティア活動が活発に行われるための環境整備を行いながら、国民の幅広い参加を促進していくことが必要であるということでございます。

それから、最後のところでございますが、山村地域の活性化についてでございます。森林資源の活用でございますとか、定住基盤整備などが進められてきている訳でございますけれども、残念ながら新規の定住や交流人口の拡大などには必ずしも繋がっていないということございまして、今後ともこの山村地域の生活環境の整備を図るということ、それから、その地域の特色を生かしました魅力ある山村づくりというものを推進いたしまして、定住や都市との交流を促進する必要があるということでございます。

以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。各目標毎の達成状況、或いは施策に関する評価結果の御説明でございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。前回3

月は多少時間が無かったということもございますので、是非、御意見、御質問をお願いしたいと思います。どこからでも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

⑪-3 ページの保安林のところ、一番最後のところでしたけれども天然生林の扱いのことが書いてある訳ですが、国土面積の中に天然生林が非常に沢山ある。たぶん、いわゆる里山の二次林もこういうものの中に入るんだろうと思うんですけども、これのCO2 固定に対してどんなふうなことが具体的に可能性があるのか、なさっておられるのか、ちょっとこの文書からだとなかなか読み取れない。これは、保安林に指定するだけでカウントできるようになっているのか、それとも何か間伐みたいなことに限られるようなことになっているのか。

(太田座長)

計画課長どうぞ。

(計画課長)

いわゆる森林吸収源としてカウントされる森林というものはどういうものかということですが、国際的なルールを御説明させていただきたいと思います。

1つは新規植林でございます。2つ目が、1990年以降再植林された森林、それといわゆる森林経営と申しまして持続的な森林経営がなされている森林、そこで吸収されているものということになります。持続可能な森林経営が図られている森林にはどういうものがあるかということで、私どもとしては環境省とよく協議をして合同の審議会でも出させていただいた結論でございますが、1つは育成林、人手をかけて植えた森林につきましては、例えば下刈りでありますとか間伐でありますとかそういった施業がきちんとなされているもの、これが1つの類型でございます。

もう1つの類型が、今先生が御指摘いただきました天然生林、自然に発生してきた世代交代した森林でございます。そういった天然生林においては、例えば保安林の指定をはじめ伐採規制などの規制措置がきちんとなされ、さらに保護・保全措置がとられている天然生林、そういったものでございます。

保安林や自然公園の制度により、ただ単に規制するだけではなくて、例えば見回りでありますとか、ちゃんと人が関与してきちんとした管理をしているといったような森林ということ考えているところでございます。

私どもとしても、1,300万炭素トンを確保するためには、育成林だけじゃなくて、やはりせつかくそういった天然生林のものがある訳でございますので、280万炭素トンだっただと思いましたが、天然生林による吸収量を確保したいと考えているところでございます。

(亀山委員)

人工林の場合だと、保安林に指定するだけじゃなくて間伐だとか何かすればカウントされますが、天然生林の場合、そういうふうにあまり手を入れなくてもそのままの状態を保

保安林に指定することによってカウントされるということなのですか。

(計画課長)

保安林指定イコールというふうには考えておりません。条約事務局に毎年5月に報告をして、今年の場合も去年の場合もだいたい1月ぐらいに審査官が来てチェックしているんですけども、ただ単に法指定だけじゃなくてちゃんと何かはやっていますよという証拠はちゃんと残すようにしておりますし、そうしたいと思っております。

ただ育成林と天然生林の生長量自体はかなり違いますので、haあたりにしますと、育成林が1.35トンぐらいでございまして、天然生林がだいたい0.42トンぐらいだというふうにいろいろ調査した結果把握しております、そういったことで、いわゆる1,300万炭素トンを確保する主力と言いますか、かなりの部分につきましては育成林の方だというふうを考えています。

(太田座長)

よろしゅうございますか。

(亀山委員)

いわゆる放置された二次林というのは、もう少し手を入れて、例えば間伐と言いますか本数を調整したりいろんなことをすることによって、かなり大きな木に育っていける可能性というのが無い訳ではないんだらうなというふうに思うんですけども。そういった方向をもう少し考えて行かれると、相当里山で溜め込められるんじゃないかというふうに思っていますけれども。

(計画課長)

面積的には全体の面積が290万haぐらいを考えておりますので、それなりの数字と言いますか、やっぱりきちんと管理された、もちろん里山中心になると思っておりますけれども、そういったものはカウントしていきたいと思えます。

(太田座長)

本数調整伐とかその辺りを含めて、そういう形で保安林に対しても何らかの手を入れている部分と、そういうことをしていない部分だと自然のまま生長しているんだからカウント出来ない、確かこういうことですよ。そういう形でやっている部分が今言われた数字だろうと思えますが、やはり生長は育成林に比べるとあまりないということなんですよ。よろしゅうございますか。

高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

それに関連して、人天転換をした場合の天然林のCO₂換算はどうなっていますか。人工林から天然林へ変えるというのが、ある意味、生物多様性の関係でこれから結構ありますよね。複層林よりもさらに天然林にしていきたいとかいった場合、どのようなカウ

ントをされているか。或いはCO₂シンクに対してどう貢献しようというふうに考えているのか教えていただければ有り難い。

(計画課長)

基本的には、いわゆる人工林の状態で抜き切りをして針広混交林化を図っていくという山が、例えば尾根筋とか奥山とかそういったところには出てくると思っていますし、そういったものにつきましては、私どもとしてはやはり育成林の範疇と考えております。やはり人手をかけてそういうふうに誘導していく訳ですので、そういったところで吸収しているものというのは、当然のことながらカウントしていきたいと考えています。また、そういった取り扱いをしております。

(高橋委員)

広葉樹の場合も育成林扱いということですか。育成林というのは、針葉樹でしょ、違うんですか。

(計画課長)

針葉樹の場合が多いと思います。

(高橋委員)

育成天然林も入ると。

(計画課長)

育成天然林であれば、それは当然入ってきます。

(高橋委員)

というのは、生物多様性とかそういう動植物の共生という考えをとる人は、針葉樹よりも天然林がいいという方々が結構増えてきてますよね。一応カウントには入るという理解してよろしいですよ。

(計画課長)

育成天然林の扱いをすればちゃんと入ります。

(高橋委員)

それから、森林づくりの国民総参加の運動が非常に定着してきて有り難いと思えますし、その流れの中で水産それから農業の方から150億とそれぞれ支援が出ているというのは毎年続くものでしょうか。それからもう一つは、目的とか何か使途とか対象地域というのが特定されているのかどうか教えていただきたい。

(計画課長)

先ほども申し上げましたように、水産の予算で100億円、農業の予算で50億円というも

のがございますが、それぞれ、水産庁予算、農村振興局予算で計上していただいております。それが、都道府県の方に行きまして、今度は都道府県の林務の方がよく話し合いをして、例えば、水産の場合ですと漁場保全の森林づくりとかそういったもので計画を立てていただいております。そういった計画の中できちんと間伐をやるというような構造にしております。

そういった意味では、きちんとした計画の下に実行しているということでございますし、今後どうなるかということで、予算は単年度主義でございますけれども、私どもとしてはいわゆる第一約束期間、平成24年度まででございますけれども、そういう形で是非実行させていただきたいというふうに考えています。

(太田座長)

その計画に対して、特に条件が付いている訳ではないということですね。

(計画課長)

計画を作る段階で双方調整をしてやっているということです。具体的な補助対象の要件は通常の森林整備事業などの事業と、同じにしております。

(太田座長)

どうもありがとうございました。神田委員どうぞ。

(神田委員)

⑪-2 ページのところで御質問させていただきたいのですが、関連じゃなくてよろしいでしょうか。「国際的な技術協力に対する支援と貢献」ということですので、こういう表現になって仕方がないのかなと思うのですが、違法伐採について、改善・見直しの方向性については、開発途上地域におけるその普及啓発に取り組むとなっておりますけれども、国内対策というのでしょうか、国内でこういった違法の木材が入ってこないような対策というか、使われないような対策というのが一方できちんとされて行かなければ間接的にこういった問題に影響を及ぼすと思いますので、その辺のところを少しお聞きしたいと思いました。それを同時に進めていかないといけないですし、できているのであれば結構なことだと思いますけれども。

それが1つと、⑪-6 ページのところの「山村地域の活性化」のところで、御説明の中で問題意識はひしひしと感じ取れましたけれども、この3つの項目のいずれかを満たすという数字ということで、いずれかの指標を満たすという点では前年を上回ったけれども、その理由というのは3つのうち「地域産物の販売」が19%もアップしたことによっているというふうに思います。ですので、そもそも基本的なところは定住者が増えるとかそういうところが重要だろうと思いますし、19%アップというのは餃子問題等の影響もあって非常にここが伸びているという話も聞きますので、もしかして一時的なものであるとすれば、そういった見方もきちっとしておかなければいけないと思います。まとめはきちっとされているとは思いますが、その辺をもう少し楽観的ではなくきちっと見ていくのと、本来のところの1)、2)のところがもっと充実していくのにはどういう手だてがあるのかという辺

りをどう考えになっているのかということについてお聞きしたいと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございます。最初が国内の違法伐採対策、2番目が山村地域の活性化の部分ですね。木材利用課長よろしく申し上げます。

(木材利用課長)

木材利用課の岩本でございます。国内の違法伐採対策ということですが、国内では今、グリーン購入法を用いて政府調達の際には合法性証明がされた木材・木材製品を調達するというので進めております。平成18年度の結果が今でございまして、平成18年途中から合法性が証明された木材・木材製品の調達が始まったという影響もあると思うのですが、60%を超える数値で合法性証明がされたものが調達されている状況になっています。

これについては政府自らが合法性が証明された木材・木材製品を調達するという方向で取り組んでいること、それから地方自治体においても、同じように調達方針の中で合法性が証明された木材・木材製品を購入ということが1県を除いて定められていますので、平成19年度の調達結果では数値が上がるというふうに考えております。

それから、実際にこの証明をする流れなんですけれども、それぞれの業界団体が認定した事業者が証明書の交付を繰り返すことにより証明の流れを作っていく仕組みになっております。この仕組みが現在131団体において実行されてございまして、認定事業者も7,000近くという状況になっております。この取組を続けることにより、合法性が証明された木材がきちんと社会に根付いていくという取組をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(計画課長)

山村活性化の方でございますが、3つのいずれかを満たす市町村の割合ということで指標化させていただいております。特に御指摘のように地域産物の販売額が上がったということは事実でございますし、いろいろな影響があったのかなというふうには思っております。そういった意味で私どもとしても、先生御指摘のようにいわゆる山村地域の活性化というものについて決して楽観視している訳じゃなくて、非常に厳しいものがあるだろうと認識しているところでございます。

特に定住促進と言いますか、人口の減少傾向に歯止めをかけるというようなことは大変大事なことでございまして、そういった意味でやはり山村で就労の場を提供すると言いますか、例えば山村ならではの新しい業をおこす、起業化と言いますか小さなものであってもいいと思うんですけれども、地域の実情に応じて、いろんな産物でありますとか、伝統、文化とかそういった地域資源を有効に活用した山村ならではの産業というものがやはり大事だろうというふうに思っております。私どももいろんな支援事業をやっている訳でございます。ちょっとお配りすればよかったのかもしれませんが、こういった美しい森林づくり元気な山村づくりということで、いろいろな個別の業をおこす起業化とか、それから都市と農山村との交流とかいろんなモデルを全国各地でございまして、数百のものが出てきております。私どもとしては、そういった活動を引き続きやりながら、

それをさらに周辺部に少なくとも広げられるような取組をしたいというふうに考えております。

それで、平成20年度におきましては、山村再生総合対策を実施しているということと、もう一つは、例えば林地残材でありますとか、そういった未利用な森林資源というものを活用して、例えばバイオ燃料にするとかそういったエネルギー利用とかマテリアル利用とか、そういった意味の未利用な森林資源活用のためのシステム作りを通じた地域の新たなビジネスということで、12億程の予算でございますけれどもそういったものも用意しているところでございます。

また、長官の私的諮問機関で「山村再生に関する研究会」といったものも今開いていただいております、今まさに議論を重ねているところでございますので、そういったことをやりながら、また、いろんな山村振興の場は関係省庁との連携がどうしても必要となつて参りますのでそういったものとの連携を図りながら林野庁なりの取組を推進していきたいと考えているところでございます。

(太田座長)

ありがとうございます。神田委員よろしいですか。

(神田委員)

最初の違法伐採の方ですけれども、やはり今後の方向性というところについては、国内ではお聞きしたことをさらにきちんとやっていくんだということが、私は非常に重要なことだと思います。現地の普及啓発というのはその次にいうんでしょうか、どちらかというと最初申し上げた方が重要だろうと思いますので、今表現になっていないんですが、そういったことも今後の見直しの方向性のところについては意識する必要があるのではないかと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございます。高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

山村活性化の話がでましたので、質問ですが、1)の新規定住者数、それから交流人口、地域物産販売額、この指標はどれもパラメーターとしてあまり適切でない印象を持っているんですね。状況によって変化する。特に販売額については単価によって相当変動する可能性があるのも、もし販売額でしか見れないのであれば取扱量とか販売量とかもセットにした方がある程度見られると思います。それからもう1つですね、いろいろ言いましたけれども3つについては、前年に対しての伸び率とか増加率ということですので、前年の数値が入ればそれによって少し見られるのではないかと。額と量とそれから前年の数値を入れると、指標として安定性を増してくるのではないかと。

それからもう1つですね、研究・保全課の森林病害虫等の被害の防止について、これも微害を対象にしてるから100%を目標にしたのがすぐ60%になってしまう。もう少しパラメーター、或いは数値的に感度分析をして、安定性のあるようなロジックというのを考え

られる必要があるんじゃないのかなと思います。確かに松くい虫というのは指標として有用ですし、微害がいいのかもう少し別のものに重きをおいた被害状況を加味するのがいいのか、或いはそれぞれの被害状況に対して傾斜配分で、パラメーター、要するに数値補正をしながら総合指標として出すというやり方もあるでしょうし、ちょっと一般の人にする目標100%に対して60%ですと「えっ」というような数値で見ただけではなくてですね、もっと安定性のあるような考え方をちょっと検討していただければありがたい。次回あたりからですね。

(太田座長)

2点ともやや具体的な御質問と御提案ですがよろしくお願いします。

(計画課長)

山村の活性化に関してでございますが、⑪-18、19ページで若干簡単な内訳のものは入れさせていただいておりますけれども、今、高橋先生から御指摘の3つの指標の生の数字というものはここには掲載しておりません。その辺はまた、検討していきたいと思います。

(高橋委員)

データが取れるかどうかというのはありますけれども。アンケートですよ。

(計画課長)

⑪-20ページでございますね。これが生のものでございますが、それぞれ個別にありましていずれかを満たすものが増えているということでございます。先程申し上げました地域産物が、「③を満たす」というもので、これが33%から52%と急に増えたということでございます。大変失礼いたしました。その辺の指標等につきましては、こういった政策評価、実績評価自体、まだ始まって何年かというようなこともございますので、私どもとしてはいろいろな御指摘をいただきながら、また、歩きながらいろいろ工夫していきたいと考えております。

(高橋委員)

試行期間から、正式に政策評価の指標が採択されて、だいぶ他の項目は安定してきているのではないのかなと思うんですが、今言った2点のところはまだ不安定性が非常にあるという印象をもちましたので、安定化に努めていただければと。

(太田座長)

ありがとうございます。他に何かありますか。よろしいですか。それではそういうことで少し御検討をお願いします。確かに安定している方が説明上もいいですよ。

他に御意見ございますでしょうか。田中委員どうぞ。

(田中委員)

今までの御意見には私も基本的に賛成ですが、順不同で申し上げますと⑪-7ページのと

ころの最後、牧元課長が総括されたところでありますが、施策に関する評価結果の第3パラグラフの辺りで、各目標は概ね順調に推移しているとは言いながら、先程来からの議論にあるようにじっくりこないというのは何故なのかということなんですね。いわば言い訳的にいろいろ書いてある訳ですよ。目標は皆達成しているけれども、しかしどうのこうのと書いてある訳ですね。ということは今、高橋さんもおっしゃったんだけど、この指標なるものがこれでいいのかどうかという検証がもう一度必要ではないのかなということでもあります。

しかも、その指標の取り方が例えば⑪-6ページで言いますと、先程来議論になっておりますが、このアンケート、さっきも具体的な数字でおっしゃいましたけれども、何か360のアンケートに対して155のところか答えた。答えるところはかなりまともにやっているところが答えている筈なので、偏りがあるんだろうと思うんですね。その偏りのあるものをここで達成しましたというようなことが歪みを発生させてくる訳ではないのかなと。例えばの話です。そういうことから、他の委員もおっしゃったけれども、このところだけが不安定なのか、他のところも実はあるのではないかという気がしています。他の検証の仕方もあると思うんですね。

2つ目は、例えば⑪-3ページの山地災害等の防止であります。4,000集落増やすという話ですよ。52,000集落にするということなんです。過去、平成15年ベースで48,000集落ですから、この取り上げた4,000集落のうちこの4年ないし5年の間に災害を受けたところがあるのか、この4,000集落以外ではどうかということのようなことが分からないですね。つまり、4,000集落が的確に選ばれておるのか、他のところで他の集落も出ていると、4,000集落というのはどういう意味を持つのかというそこら辺の説明がなくて、4,000集落という達成の度合いだけが説明になっているけれども、災害の面から見たときにこの指定した4,000集落のところではやっぱり災害が起きたとか、4,000集落以外のところでも相当起きているということなのか、そこら辺の事情がよく分からないので、単に4,000集落がこなされていって達成しているというのはちょっと評価ができないという気がしております。間違った判断であれば教えてもらいたい。

それから3つ目は、先程、計画課長からの御説明だったかと記憶しますが、水産庁と農業関係から100億、50億とおっしゃいましたけれども、これは当初から、水産庁は、水産の予算で取るけれども、非常に林野に關係するから移すよということで予算を獲得したのか、農業の方も同じなのですが、その中身はいったいなんなのかということですね。はじめから縦割りで、水産庁でございます、林野でございますというよりも、市町村全体がそうなんですけれども、総合的に展開させていかなければ活性化しない訳ですから。水産庁が水産のためなんだけれども、やっぱり林野にやってもらわないと水産のためにならないということでこの予算を獲得したのかですね。農業関係も同じなんですけれども、そういうふうに総合的な予算の取り方に展開したものであれば、極めていい予算の獲得の仕方だなと評価するんですね。将来どうなるかは別にして、しかし意味のあるものであるならば、今後とも展開していく話ではないかと思っております。

(太田座長)

それでは、全般的な指標の何を取るかという恒常な話、それから2、3についてもう少

し御説明をいただきたいという話でございますが、まず、最初の部分をお願いします。

(企画課長)

今、御指摘いただきました全般的な指標、目標の取り方についてでございます。これにつきましては、先程来、各委員からも不安定性があるのではないかという御指摘もいただいておりますし、また、林野庁側からの答の中でも、いってみれば走りながらそこは考えて行く面があるということもお話を申し上げましたとおりでございます。いずれにいたしましても、それぞれの指標なり目標なりについて少しずつ改善を図っていく必要があるかと思っております。次回来年3月のときには、平成21年度の目標について御議論いただく予定となっておりますので、御指摘も踏まえましてまた平成21年度の目標なりを御議論いただければと思っております。ありがとうございます。

(太田座長)

御努力よろしくお願いたします。計画課長どうぞ。

(計画課長)

まず、山村のアンケート調査の件でございますが、繰り返しになりますが、振興山村、もともと昭和25年くらいの2,000ちょっとのいわゆる旧市町村、これが振興山村のベースでございます。それで、いわゆる合併とかをしまして750くらいになっておりますけれども、このアンケートを取ったときには平成19年4月現在ということで、振興山村は752ございました。そこで無作為でということになりますが、半分近い360にアンケート票を出しました。回答をいただいたのは155と、これが実態でございます。

私どもとしては、対象となるのはやはり振興山村ですから、非常に問題を抱えているところにアンケートを750全部出せばいいのかも知れないのですが、1つの方法としては、360無作為で出してそれで155ということで、多分おそらく田中先生御指摘のように、なんかやったとか、少しは結果が良く出るとか、そういうところが回答してきたというのは決して否定はできないだろうというふうに思っています。やはり、そういった少しでも興味を持っていただいている担当者がいるというところが、ある意味こういった地域振興をやるときの大事な大きな要素の1つなんだろうというふうには思っております。

ただ、アンケート以外にどういう方法があるのかということになると、頭の痛い問題ではございます。私ども、確かに評価ということできちんとした数字をもって何かやらなければいけないというのは重々わかっている訳でございますけれども、そういったアンケートなりそういった結果を踏まえてやるんですが、ただ数字が少し良かったから安心するというのではなくて、先ほど申し上げたように、山村振興について問題意識は持っておりますので、こういった指標というのは絶えずブラッシュアップを含めて考えながら、ただ政策としては必要なものは必要なものとしてきちんとやっていきたいというふうに考えています。

(太田座長)

田中委員どうぞ。

(田中委員)

アンケートに終わらないで、幾つか芽のあるようなアンケート結果から見てですね、発展に向けて、これいいアイデアだとか、これは伸びていく町だなとかいうものについて、全部ではなくて、いくつか実態調査というのを林野庁の方でおやりになるとか、そういう展開をして行かれたらいかがかなと思っておったものですから。

(太田座長)

どうもありがとうございます。

(計画課長)

パンフレットをちょっとお配りさせていただきましたけれども、いろんな優良事例は私どもとしてもかなり把握はしてるつもりでございます。ただ、そういった山村振興、地域振興をやるときにはかなりな部分で、首長さんがどう思うかだとか、きちんとしたハンドリングできる担当者がいるかどうかというのが、かなり大きなウエートを持っているのではないかというふうに思っております。そういった意味で私どもとしても市町村と直接ということになりますが、そういった情報交換は非常に大事であろうと思っています。

(太田座長)

どうもありがとうございます。今の資料は配付していただいた方がいいかもしれませんね。各委員に理解いただくために。

時間もおして参りましたけれども、それでは山地災害の防止、それからもう1つ予算の話を手短かにお願いします。

(治山課長)

治山課長でございます。田中委員から山地災害の御指摘がございました。実は私ども山地災害の危険地区というのを全国で把握してございまして、そのうち特に危険度の高いところを当初4,000集落選択したのですが、実は御指摘のとおり、この4,000集落以外のところでも山地災害が実際発生しております。特に最近は降雨現象がかなり以前と違ってまいりまして、ゲリラ的な雨が降るということで、4,000集落以外のところでかなり被害が発生しているところでございます。

そんなことを踏まえまして、改善・見直しの方向性の冒頭のところでも書かせていただいたのですが、もうちょっと的確な山地災害危険地区の把握をしなければいけないだろうと、平成18年、平成19年と2カ年かけまして全国で再度、危険度の把握方法を変えまして、今の雨の状況に応じた危険地区の再点検をしております。現在集計中でございますので、今後はこれを踏まえてよりの確な集落の把握をやっていきたいと思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。では計画課長よろしくお願いします。

(計画課長)

先ほどの水産と農業との連携事業の件でございます。これは、水産の場合は漁場保全の森林づくりを目的としております。それから農業の方は、農業用水の保全ということを目的としておまして、それぞれ水産庁、農村振興局の方で、公共予算ですけれども予算計上していただいております。

ただ、そういう目的をもった事業は事業として、事業実行するのは現場でございますので、そういった意味で、これは都道府県を通じた補助金でございますけれども県にいった際に、県の中で当然のことながら水産部局と林務部局が協議をして計画を立てて、実行になりますといわゆる通常の補助金の執行になりますので、それは林務サイドの方が良く知っているということでございますので、具体的な実行にあたっては林務サイドがやっている、こういった構造になっております。ですから、やっていることは間伐を中心とした森林整備ということになります。

(田中委員)

予算要求のときから連携を取ってやっているということですか。

(計画課長)

当然そうやっております。

(太田座長)

どうもありがとうございます。それでは、三善委員どうぞ。

(三善委員)

⑪-5ページなんですけれども、森林ボランティア活動の件数が伸びてはいるけれども緩やかであるというような御報告がありました。博報堂が世界各国の環境問題への意識・行動調査を東京、ロンドン、ミラノ、モスクワなどの8都市で、2,600人を対象にして調査し、その結果を本年5月に発表した中で、森林を保全・整備・植林するための活動に積極的に参加するというのが、8大都市の中で東京都民の意識・行動が最低だったんですね。そんなことも勘案しますと、ボランティア気運の盛り上げというのは非常に難しいというのではないのでしょうか。

そこで2、3項目、今後の方策として出されているんですけれども、いずれにしましても、これをやってきたけれどもなかなか伸びないんだという話なのか、新政策を持ってきたので、今後は伸びに期待できるという話なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

(太田座長)

それでは研究・保全課よろしくお願ひします。

(研究・保全課総括課長補佐)

研究・保全課総括でございますが、森林ボランティア活動につきましては、先ほど御説明いたしましたように、昨年の2月から美しい森林づくり推進国民運動ということでさらに運動を強化する取組を進めております。

普及啓発活動につきましても今までと違って、例えば、現在、ナルニア国物語というディズニーの映画と美しい森林づくり推進国民運動を連携をしたりとか、去年はゲゲゲの鬼太郎に出てもらって新聞広告を打ったりとかそういった取組活動をしておりまして、第一約束期間が始まっているところでもございますので、今後ともそういった普及啓発活動をより徹底してやって、美しい森林づくりに対する国民の意識、雰囲気盛り上げていくというふうな取組を強化していく考えでございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。まだ、あろうかと思いますが、ちょっと時間がおしておりますので、先に行かさせていただきまして、また時間があれば御意見をいただきたいと思っております。それでは続きまして次の政策分野ですが御説明よろしく申し上げます。

(企画課長)

それでは、もう一つの政策分野でございまして、資料の1-2にお戻りをいただきまして、2ページ目でございます。

「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」という項目の目標についてでございます。目標は2つございまして、目標①、「望ましい林業構造の確立」でございます。これにつきましては、(7)「効率的かつ安定的な林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる」ということ、それから、(イ)「効率的かつ安定的な林業経営体を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる」ことが目標でございますが、平成19年度は農林業センサスの実施をされないという年でございます。従いまして、これに代わりましてこの指標(1)から(4)に記載されておりますこの4つの指標を基に総合的な判定を行うということにさせていただいております。

それから、目標②、「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」ということでございます。これにつきましては、国産材の供給・利用量を平成27年に2,300万㎡に増加させるということを数値目標として掲げておりまして、評価をするということになっている訳でございます。

続きまして、各目標毎の達成状況につきまして、担当課長から御説明をさせていただきます。

(経営課長)

経営課長でございます。それでは、⑫-1ページの望ましい林業構造の確立の達成状況に対して御説明申し上げます。目標、それから評価の方法につきましては、今、企画課長から説明があったとおりでございますが、平成19年度は農林業センサスが行われておりませんので、指標(1)から(4)、素材生産の労働生産性と国産材の供給量、それから高性能林業機械の普及台数、森林組合に占める中核組合の割合、森林組合による長期経営・施業受託面積について、それぞれ増加したかどうかということで評価を行っております。

実績値につきましては、3月に御説明したものと変化はございません。いずれも、指標(1)から(3)につきましては、増加をしておるところでございますので、達成状況についておおむね良好とさせていただきます。また、指標(4)につきましては、従来までは、長期経営・施業受託面積はその年度内にどれだけ増加したかという言わばフローで見ていた訳ですが、やはりその施業受託面積、ストックとしてどれだけあるのか、これを把握することが適切であろうということで、平成18年度の森林組合統計から調査の見直しを行っておりますので、値が連続しないということから、実績値は評価をしていないところでございます。

⑫-2ページの、目標達成の主な政策手段につきましては、記載のとおり施業集約化・供給情報集積事業、強い林業・木材産業づくり交付金等で、その目標達成のための施策を講じているところでございます。

目標に関する分析結果につきましては、指標(1)、(2)につきまして、いずれも私ども林野庁といたしまして、提案型集約化施業の推進、低コスト作業システムの導入等の施策を講じていることによりまして、その事業体におきまして、高性能林業機械の導入等による低コスト化、事業規模の拡大などの取組が進められたものと考えております。指標(3)につきましては、森林組合の合併が進んでおります。合併構想の実現に向けて、平成17年度は846あった森林組合が764まで合併が進んでおりますので、こういった合併の推進等によりまして、基盤が強化されたものと考えておるところでございます。

また、改善・見直しの方向性につきましては、こういった事業体の育成の動きを引き続き進めていくために、施業の集約化に必要な人材育成、森林施業プランナーの研修、それから高性能林業機械の導入等に対する支援を行っていくこととしております。また、この事業体のシェアを一層増加させていくためには、施業集約化を行う面積を拡大していくということが大切でございますので、そのために森林組合等のみならず、都道府県、市町村、関係者が連携をして取り組んでいける体制づくりについて検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。なお、指標(4)の森林組合によります施業受託面積等につきましては、平成19年度の実績評価から見直し後の森林組合統計によりまして、また、来年の見直し後の森林組合統計で数字が出てまいりますので、そこで評価を行いたいというふうに考えてございます。

次に⑫-4ページをお開き願いたいと思います。これまでの実績評価書におきましては、農林業センサデータを活用して達成状況の判定を行う平成22年度の目標値、判定方法について記載をしておりましたが、政策評価総括組織であります企画評価課からの指摘もございまして、今回の評価書より記載させていただいているところでございます。⑫-4ページには、平成22年度の目標値を記載してございますが、それぞれ効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による素材生産量のシェアにつきましては54%、造林・保育面積のシェアにつきましては64%、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数につきましては2,400としているところでございます。

次に⑫-5ページの下段を御覧願いたいと思います。目標達成状況の判定方法に平成22年度の判定方法を記載してございます。具体的には、達成率は計算方法により各目標の達成率を算出したしまして、その平均値が90%以上の場合にはAランク、50%未満の場合にはCランク、それ以外の場合をBランクということにすることとしているところでござい

ます。目標①の「望ましい林業構造の確立」につきましては、以上でございます。

(木材利用課長)

続きまして、目標の②、⑫-2ページになります。目標の②「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」でございますが、森林・林業基本計画に基づきまして、平成27年の国産材の供給・利用量を2,300万 m^3 とすることを目標にしております。その中で、平成19年の目標値として1,707万 m^3 を設定し、これに対しましてまだ見込みですけれども、実績値が1,890万7千 m^3 となっております。

この目標に関する分析結果ですが、まず、①でございますけれども、合板分野において、加工技術、合板は木をカツラ剥きにする訳なんですけれども、そのカツラ剥きにする技術がかなり進歩しておりまして、ほんとに細くなるまで木をカツラ剥きにしていくことができる。これによって、国産材がより利用できるようになったということが一つ、それから②に書いてますけれども、北洋材の輸出が中国向けにシフトする中で、国内の合板製造業の原料調達先として国産材の競争力が出てきております。ロシアが今、輸出税を引き上げるということで、今年の4月から25%になっており、来年の1月からは80%になると事前に言われております。そういうこともありまして、これからますます国産材の競争力というものがついてくるというふうを考えております。

また、③にありますように、国産材製品の利用に対する企業や消費者の認識が高まってきているということもあります。その現状として⑫-8ページを見ていただきたいのですが、ここの小さなマルの上から4つ目ですけれども、サンキューグリーンスタイルマークの使用登録企業・団体数と書いてありますが、今、できるだけ国民の皆様にも木に接する生活をしていただきたいということで、3.9グリーンスタイルという運動を進めております。この3.9は、「サンキュー」と訳すわけなんですけれども、緑に感謝しようということと、同時に、昔一時期、森林吸収源の6%に対するその割合が3.9という時代がありまして、そこからスタートして3.9を使ってた訳なんですけれども、今では3.8ということなんです。できるだけこの0.1ポイントでも木に親しんでいただきたいという願いを込めてサンキューグリーンスタイルというロゴマークを作り、できるだけ多くの企業にこれに賛同していただくという取組をしております。登録企業・団体数として平成18年が72、平成19年が130という数字が達成されているところでございます。

また、元に戻っていただきまして、⑫-3ページです。平成27年の国産材の供給・利用量2,300万 m^3 という目標に向けて、まだまだ改善を進めていかないと考えております。一つは国産材をできるだけ使ってもらおうということでは、やはり住宅に使ってもらおうということが重要になります。従いまして、その改善・見直しの方向性というところの①でございますが、木材の供給については、乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質な製品の供給を行うということ、或いは、②でございますが、木質バイオマスのエネルギーの利用でございます。先程から少し出ましたけれども、まだまだその山に残っているいわゆる林地残材、山でコストが掛かるためにプラントまで持ってこれないというものが、今、850万 m^3 ぐらいあります。これを利用するために間伐により発生する木質バイオマスの安定的かつ効率的な収集・運搬・利用システムを構築していくということ。このような改善を加えまして国産材の利用というものを、今後ますます伸ばして行き

たいと考えているところでございます。以上です。

(企画課長)

続きまして、この⑫-3 ページの中間、施策に関する評価結果についてでございます。「望ましい林業構造の確立」につきましては、先程、説明がございましたように、素材生産の労働生産性の向上、或いは、高性能林業機械の増加などが見られるところでございまして、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成が進んでいるというふうと考えられる訳でございます。さらに、国産材の競争力を高めまして、林業の採算性を向上させるためには、施業の集約化でございますとか、或いは、路網と高性能林業機械の組合せによる生産性向上、こういったものがさらに必要であるということでございます。

また、国産材の供給・利用量につきましては、5年連続で前年度を上回る見込みということでございますけれども、平成27年の目標達成に向けましては、流通・加工の低コスト化、品質・性能の確かな製品の安定供給、こういうものを推進する必要があるとしまして、国産材の利用拡大のための普及活動を一層推進する必要があるということでございます。

これも先程説明がありましたとおり、この林地残材などを木質バイオマスとして利用を進めるということによりまして、木材の総合的な利用を推進をすると、これらを通じまして、林業・木材産業の活性化に繋げていく必要があるということでございます。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。それではただ今の説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。どなたでも結構ですのでよろしく願いいたします。それでは神田委員どうぞ。

(神田委員)

木材利用の基本的なところは住宅建築ですね。どれだけ使われるかという辺りなのかなと思うのですが、もちろん総合的に利用できることが重要ですが、そういった中でここでも問題指摘しておりますけれども、乾燥度合いですとか、寸法精度等の技術管理の徹底というか高品質の製品を作る生産体制を整備する必要があるというふうにと書いてある訳ですが、ここは非常に重要なことなのだろうと素人目に感じる訳ですね。こういったところがどうなんでしょうか。この辺の整備の度合いと、今後具体的にどうしていくのかという辺りを少しお話していただきたいと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。それではどうぞよろしく申し上げます。

(木材産業課総括課長補佐)

木材産業課の岡井でございます。品質性能の重要性というのは非常に感じておるところでございます。それで、寸法精度も含めて乾燥材をきちんと出していくというようなところで一つは進めております。これも、一朝一夕にはいかないのではございますが、乾燥機

を入れる大型の施設を整備する際には、そういったところに乾燥機をセットして乾燥材というものを供給する。それから品質につきましては、JASの認定をするということで進めておるところでございます。

若干、数値的なものは、⑫－8ページの上から2つ目のところに、建築用製材品の人工乾燥材の生産の割合ということでございますが、掲載されております。これも徐々にではございますが、もう少し前だとだいたい年間2%ずつ伸びているところでございますが、平成18年で24%ということでございます。まだまだ数字的には十分ではありませんが、こういった取組で品質、それから寸法精度というか使えるようにということで、進めてまいりたいと思っておるところでございます。

(太田座長)

高橋委員どうぞ。

(高橋委員)

目標①の方ですね、望ましい林業構造の確立について4つの指標がありますけれども、この4つの指標が適切かどうかという観点でもう一度検討していただければと思います。来年、再来年でも結構かと思えます。特に指標(3)ですね、⑫－5ページを御覧いただければと思いますが、民間で言いますと経営効率を上げるためにセクションの選択と集中ですよね。要するに持っている人的資材、資本関係、或いは機械関係を集約化してこうという組織改革、それによってインプットされる部分、或いはインカムで入ってくる部分を社内で効率よく生産してアウトプット、アウトカムを最大にして行こうというようなやり方だと思えるんですよね。

ただ、この表を見ている限りは当然全国に分散する森林組合を合併させようというだけの話なんですよ。だから合併させようという話だけではなくてもう少し某かの経営効率化、経営向上の結果が現れるような指標に置き換えていただければありがたい。例えば、1人当たりの施業面積取扱量、或いは1組合当たりの取扱量が増えたということで全体が増えてきますと、それは経営効率の指標として使えるのではないかなとですね。まだ、他にもあると思います。

右側の方の森林組合による経営施業受託状況というのは、平成17年度まではアウトプットとインプットの関係がよく分からない。要するに施業をしなかった、或いは組合が減ってきたという部分で減少分もあるでしょうし、増加分もある。平成18年度から累積値にしたということは、全体は増えているという努力をされていれば、それだけ真剣に森林に関与しているということになっていって、平成19年度、20年度、21年度と上昇していただくとありがたいというような願望です。つまり、これは指標として合致しているのかなという印象を持っております。

あと要望ですけれども、治山課長が以前、ハザードマップを作ったり、いろんな数値に基づいて、これからいろいろ効果的・効率的な対応をしていきたいというようなお話をしましたので、さっき冒頭で言いました選択と集中という意識も、常に意図しながらやっていただければと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。コメントございますでしょうか。

(経営課長)

御指摘を踏まえて、また検討させていただきたいと思いますが、森林組合の中核組合としての認定ということにつきまして、私どもは基準を林野庁長官通知ということで示させていただいております。その際には、組織体制の基準としては経営判断能力を有する常勤理事が1名は必ずいる、事業実施に必要な常勤役職員が7名以上確保されているということ、それから事業実施に関する基準といたしましては、累積欠損金等が生じていないこと、それから健全な財務基盤に資する一定の出資規模、払い込み済みの出資金が4千万円以上、それから事業総利益に占める事業管理費が適正であると、こういったような一般的な基準を定めまして、都道府県知事の裁量等も少しある訳ですが、こういった形で経営と事業ができる森林組合ということで、そういった事業と組織という面から見ていただいております。また、御指摘の点がございますので、その点につきまして、今私どものやっていることと併せて、どういうものがよりベターかということについて検討させていただきたいと思っております。

(高橋委員)

今の御説明を聞いてですね、それで今のいろんな指標がございましてね。それをむしろ、何かそのうちのいいものの指標をとるか、或いは総合的指標としてこういう合併を促進させるんですよと、合併促進効果指数みたいな感じで表した方がより分かりやすいのではないかなと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございます。指標の内容につきましては、それぞれの部分まだまだどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それではよろしいでしょうか。三善委員どうぞ。

(三善委員)

今後検討をしていただけないかという要望なんですけれども、国産材の供給・利用量についてです。基本的には素材供給量で捉えていこうということで、前年度比いくら伸びた、或いは平成27年度に2,300万 m^3 を達成するということですが、これはこれとして素材総量として具体的に捉まえやすいというふうに思っているんですけれども、実態は丸太の供給だけではないので、製品の供給もあります。それからチップの供給もある訳ですよ。

日本の国内の需要マーケットというのはどれだけあり、その中において国産材の丸太がどれだけ供給されている。それは製材用に対してこれだけ供給されている、或いはチップ用とか合板用に対してこれだけ供給されている、とどのつまりは、日本の絶対量というか需要全体量の中でどれくらい、用途別ではどのくらいのシェアを持っている。この2,300万 m^3 を達成するためには合板用、或いはチップ、或いは製材用それぞれの分野においてライバルはどのような実態だ、どういう付加価値を付けないと需要者からは受け入れられな

いんだよとか、そういったもっと分かりやすい指標設定にさせていただけたらいいのかなというふうに考えてます。

まとめますと、需要を捉えた上での供給の実態を示していただいて、供給の目標を用途別等とかでまとめていただけるとより分かりやすくなるのかなという感じがします。

(太田座長)

ありがとうございます。何かございますか。木材利用課長どうぞ。

(木材利用課長)

御要求の件につきましては、また検討させていただきたいと思うんですけども、⑫ー7ページを見ていただきたいのですが、ここに国産材の供給・利用量ということで、用材の中に、製材用材、パルプチップ用材、合板用材、その他というカテゴリーに分けて実績を把握するという形になっております。

もう1つ、そのライバルを見ていくというのは確かに重要なことで、非常に参考にさせていただきたいと思っているところなんですけれども、この自給率、要するに、全部の需要量に占める国産材の割合となると、需要の分母の方も様々な要因によって変わるということもありますので、そこら辺もどういうふうにしたら良いのか検討させていただきたいと思っているところです。

(太田座長)

それでは御検討よろしく願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、今までのところで議事1については御意見が出たということで、御了承いただいたということをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(2) その他

(太田座長)

それでは次に、議事の2、その他についてですが、平成20年度実績評価の目標につきまして事務局より御説明お願いいたします。

(企画課長)

資料の2ー1でございます。平成20年度実績評価の目標についてでございますが、本日、この目標・指標について色々御議論いただいた中で大変恐縮でございますけれども、平成20年度の目標につきましては、3月に御審議をいただきまして、その後、4月25日に農林水産省政策評価会の方で議論いただいて、御了解をいただいている関係から、平成20年度の目標につきましては、この目標でやらせていただきたいというふうに思っております。

一点だけ補足説明をさせていただきますと、おめくりをいただきまして4ページでございます。4ページの右側のところに、指標データの変更というのがございます。これにつきましては、目標自体の変更ではない訳でございますけれども、この4つの指標のうちの(4)「森林組合による長期経営・施業受託面積」についてでございますけれども、これは

前年度は統計のとり方をフローからストックに変えた直後ということで、前年度との比較ができないということから、評価の対象外になっていた訳でございますけれども、平成20年度の実績評価からは、比較ができるということでございまして、この指標を用いて評価をしていきたいということでございます。ここが平成19年度からの変更点ということでございます。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございます。
高橋委員、何かありますか。

(高橋委員)

結構だと思います。

(太田座長)

それでは、ただ今の説明につきまして、他に御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。何か目標の方について御意見ございませんでしょうか。3月に御説明いただいたということでございます。それでは目標について、御了承いただいたことによろしゅうございませうでしょうか。それではそうさせていただきます。

それでは全体について、何か言い落としたところとか何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では続きまして、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

(企画課長)

委員の先生方におかれましては、本日、貴重な御意見を沢山頂戴いたしましてありがとうございます。

今後のスケジュールということでございますが、資料の3をお開きをいただきたいと思っております。本日、御審議をいただきました平成19年度の政策評価結果につきましては、今月13日に農林水産省の政策評価会でさらに御審議をいただきました上で評価結果を取りまとめまして、7月中旬頃に実績評価結果という形で公表させていただく予定にしております。

なお、次回の専門部会につきましては、だいぶ先のことでございますので、また日程の調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、来年3月ということで予定をさせていただいておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

なお、本日の議事録につきましては、委員の皆様方に御確認いただきました上で、公表させていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。本日の意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取り扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。よろしゅうございませうでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

なお、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですので、そのように御承知おき下さい。

それでは、これもちまして、本日の部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。